

油濁基金 だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金 No. 14

東京都千代田区内神田 2 丁目 2 番 1 号

〒101 鎌倉河岸ビル 6 階

TEL. (代) 254-7033



55. 7 発行



昭和 55 年 7 月 (沖縄県, 久高島)

もくじ

I	昭和 54 年度事業報告概要	2
II	中央審査会の動き	9
III	地方審査会の動き	13
IV	理事, 評議員の一部変更	15
V	労務費及び漁船用船費の改訂	16
VI	昭和 54 年度県別油濁被害額一覧表	17
VII	昭和 54 年度漁場油濁被害状況一覧表	18
VIII	昭和 54 年度漁場油濁被害発生図	32

I 昭和54年度 事業報告概要

1. 事業概要

昭和54年度中の原因者不明の漁場油濁被害認定件数は、80件であった。昨年度の認定件数95件より約16%下回った。

内訳は漁業被害のみのもの1件、漁業被害と防除・清掃が併発したもの11件、防除・清掃のみのもの68件である。

本年度も例年同様秋期のオイルボール、冬期の養殖のりの被害の発生が多くみられた。オイルボールについては南西諸島等の島嶼への漂着が相変わらず続いており、漁業被害については岩のり、ふのり、ひじき等の根付資源の被害が特徴的であった。

これらの被害額の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開き、慎重審議のうえ被害額の認定を行った。大きな被害を受けた地区等については、県（都道府）漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を開催し、基礎資料の調査収集及び審議検討を行い、その結果を中央審査会へ報告した。中央審査会における審議結果の報告に基づき、基金は被害漁業者に対し救済金及び防除費を交付した。

油濁による水産生物に対する影響を明らかにするため、漁場油濁影響調査事業を実施した。本年度は調査の初年度でもあり前半はその準備にかかり、後半に至って実験着手となつたが、明年度以降本格実施の予定である。

調査啓蒙指導事業としては、会報・ポスターの発行、現地での説明会を行うとともに、オイルボール等の漂着状況実態調査、油濁による漁業被害予備調査、付着油除去技術開発調査を実施し、その調査結果を関係方面に配布し啓蒙普及に努めた。

2. 漁場油濁による漁業被害救済事業

昭和54年4月東京都八丈島付近で操業中のとび魚流刺網にタール状の油が付着し、漁具に被害をもたらした。続いて同月津軽海峡に面した青森県下

北半島のふのり漁場にC重油状の油が漂着、ふのりを全滅せしめ、5月には鹿児島県西方沖合に長さ約70kmの廃油が漂流、その一部が下瓶島の定置網等を汚染し、55年1月には同県奄美大島のひとえぐさ漁場に粒状のオイルボールが流入、生産物に被害を与えた。また、2月初めには、長崎県下対馬、平戸、五島の広範な海岸線に大量のゼリー状廃油が打寄せ、貝藻類に大きな被害をもたらし、2月下旬には東京都八丈島地区に液状油に粒状のオイルボールの混ったものが漂着、盛漁期を迎えた岩のりの採取を断念せしめた。

さらに、本年度も12月以降3月までののり養殖業の期間、千葉県船橋地区を始めとして大分県宇佐・豊後高田地区、岡山県白石島地区、広島県広島市地区、兵庫県明石地区、愛知県常滑地区とのり養殖業の被害が続発した。本年度、漁業被害の発生件数中ののり養殖業の占める率は50%となった。

これらの地区のうち青森県、鹿児島県、千葉県、大分県、岡山県、兵庫県、愛知県、東京都及び長崎県においては延18回に亘り地方審査会が開催され、被害認定に必要な基礎資料の調査収集、検討が進められ、その結果が中央審査会へ報告された。

以上の漁業被害に関する救済金の認定総額は222,699,811円となり、被害漁業者に対しそのうち113,761,030円を交付、認定済の108,938,781円については55年5月15日支払備金により交付した。

3. 漁場油濁の防除・清掃事業

本年度認定した防除・清掃事業は79件であった。月平均では6.6件となる。本年度のオイルボールの漂着事故は沖縄県沖縄諸島及び先島諸島で17件、鹿児島県薩南諸島で22件、東京都伊豆七島で9件を数え、これらの地区へのオイルボールの漂着が依然として多いことを示している。

このほか、北は青森県から南は大分県に至る17県下において防除・清掃事業が実施されたが、なかでも55年2月長崎県下に漁業被害をもたらした油濁事故は、基金発足以来の最大の規模となった。

これら油の態様をみると、オイルボールの海浜漂着のもの53件、液状油

のもの 26 件があげられ、オイルボールの漂着に伴うものが 67 % と多い。

また、本年度の特徴として、航空機等により早期発見し漁民や公共機関が事前防除したものが目立った。

防除・清掃事業の年度区分は、昭和 54 年 1 月 1 日から同月 12 月末日までの発生の事故とされているので、認定防除費の交付は 12 月 26 日発生の白石島地区の事故までが対象になり、認定防除費総額 143,770,392 円を被害漁業者に対し交付した。

漁場油濁被害発生件数月別一覧表

月別 区分	54												55			計		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	期間	件数	
漁業被害	1	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	3	1	3	2	54/1~54/12	8	
																54/4~55/3	12	
防除清掃	5	3	5	5	5	5	7	3	4	7	10	16	4	8	5	54/1~54/12	75	
																54/4~55/3	79	
計	6 (1)	3 (1)	6 (1)	7 (1)	6 (1)	5 (1)	7	3	4	7	10	19 (3)	5 (1)	11 (3)	7 (2)	54/1~54/12	83(7) 2	
	*ア [1]	*イ [1]														54/4~55/3	91(11)	

注 1. () 内の数字は漁業被害と防除・清掃との重複（併発）のもの（内数）。

2. □ 内の数字は次の理由により救済対象とならなかったもの（外数）。

* ア. 原因者判明 * イ. 被害額僅少

4. 漁場油濁影響調査事業

油濁による水産生物に対する影響をより一層明らかにして、海洋への油流出の防止、油濁による漁業被害の防止及びその救済措置等に資するために、

本年度から漁場油濁影響調査を実施した。

本調査事業の実施にあたっては、まず関係者により調査検討準備会を開催し、引続き関係の研究者・学識経験者等からなる調査検討委員会を設置して調査実施計画、実験台船の改造、実験結果等についての検討を行なった。

本調査事業においては、より一層実態に即した実験を試みる見地から、赤潮防除技術事業化試験に使用された沈没船（約 600 t）を（社）日本水産資源保護協会から無償で譲り受け、これを実験台船に改造して野外実験に用いることとした。

本調査事業の内容としては、油濁の水産生物に与える影響試験を行なうことと主体として、このほか油濁被害地の実例調査並びにこの問題に関する文献及び資料の収集、整理等も実施していく計画である。

油濁による水産生物に対する影響については致死的な急性毒性、臓器の組織に対する変化や奇形、生長阻害などを起す慢性毒性、着臭等の蓄積性の影響が考えられている。これらの影響の度合は、鉱油類の成分、性状、濃度によって、また水産生物の種類、生育過程、浸漬時間等によって受ける影響が異なると考えられる。

したがって、油濁の水産生物に与える影響試験については、油の種類、濃度及び生物の種類、生育段階等の別に実験を重ねていくこととする。試験に用いる油種としては原油（2種）、重油（A, B, C）、廃油（2種）及び処理剤混合油等とし、供試生物としては藻類、貝類、魚類及びその他の水産動植物のうち油濁と関係の深い有用生物を主体に選定していくこととしている。

試験は室内実験と野外実験の二つに分けて行うこととし、室内実験は基礎的なもので、小規模または短期間で可能な実験として行ない、野外実験は大型台船（40 m × 13 m）内の大型水槽を利用し、長期間に亘る実験を自然の波浪の影響下で行なうものである。

本年度実施した調査事項は次のとおりである。なお、初年度のため調査方法、期間及び供試材料の調達等において不十分な面もあり、調査結果はいずれも中間的なものとなったが、来年度以降引き続き段階的に試験実施の予定で

ある。

○ 野外実験

有用生物に対する鉱油類の有害性の影響試験

この試験は鉱油類の有害性について、できるだけ自然環境に即応し、油濁の実態に対応した実験計画を設定して、多種の有用生物について油濁の影響（へい死、着臭、生物性状（異常個体、呼吸、消化器官の異常、摂餌量、生長、枯死等））を検討するものである。

本年度は日本エヌ・ユー・エス（株）に委託して、A重油のマダイ、アサリ、ワカメ、ヒトエグサに対する有害性と重油(1)（アラビアン・ライト）、A重油、C重油及び廃油(2)（B重油系のスラッヂ）のマアジ、マガキ、ワカメ、ヒトエグサに対する有害性についての試験を実施した。

○ 室内実験

(1) 魚介類の鉱油類に対する嫌忌性についての試験

この試験は各鉱油類に対する魚介類の嫌忌行動を観察して、鉱油類別の魚介類の嫌忌行動の違いを把握するために行なうものである。

本年度は千代田ディムス（株）に委託して、原油(1)及びC重油に対するアジの嫌忌行動の違いについての試験を実施した。

(2) 水産生物の油塊との強制接触による影響試験

この試験は各鉱油類の水産生物に与える影響についての試験で、魚介類のへい死、生物性状、着臭及び藻類の枯死、幼芽の発生等について検討する。

本年度は三重大学に委託して、原油（2種）、A重油、B重油、C重油、廃油（2種）の計7種の鉱油及び処理剤（ネオス）の水産生物に対する影響試験の予備実験として、ヒメダカに対する毒性試験を行なうほか、海藻類に対する実験方法の検討、培養装置等の製作、準備を行なった。

(3) 水産生物に対する処理剤及び処理剤混合油の毒性試験

この試験は処理剤及び処理剤混合油の水産生物に対する毒性について、

経過時間ごとの半数致死濃度（TLm）を求め、処理剤及び混合油の毒性の経時変化について究明する。本年度は三重大学に委託して前記(2)の予備実験を行なった。

(4) 油濁の影響下における卵の発生試験（有害度試験）

この試験は環境条件の変化に敏感な卵発生期を利用して、鉱油類の影響が微弱な場合の限界濃度の測定を行なうものである。

本年度は千代田ディムス（株）に委託して、バフンウニの卵発生期を利用して、処理剤（ネオス）及び原油（2種）、C重油の処理剤混合油3種類の計4種類についての試験を実施した。

(5) 鉱油類が海洋生物の生態に及ぼす影響並びに鉱油類の微生物分解に関する試験

この試験は鉱油類が海域へ流出した場合、海洋微生物相が正常時に比べてどのように変化するか、また流出油が海洋微生物によって、どの程度分解されるかを検討するものである。

本年度は東京大学に委託して、原油(1)（アラビアン・ライト）を用いて、石油の微生物による分解率と石油分解実験中の微生物相の変化等についての試験を実施した。

(6) 水産生物に対する風化油を用いた影響試験

この試験は流出直後の性状と異なる風化油を用いた水産生物に対する影響試験を行なうものである。また風化油中の水溶成分の検索についての試験も併せて行なう。

本年度は北海道大学に委託して、原油(1)（アラビアン・ライト）を用いて、その風化過程におけるn-パラフィンの淡水中への溶出についての試験を実施した。

5. 漁場油濁に関する調査啓蒙指導事業

(1) オイルボール等の漂着状況実態調査

海上保安庁で発表される「廃油ボール汚染の実態について」記載の全国

27 定点地区及びその他地区以外のオイルボール等漂着予想地区におけるオイルボール等の漂着状況を明らかにするべく、関係都道府県漁業協同組合連合会を通じ調査を実施した。

調査と同時に漂着しているオイルボール等を発見し、放置すれば再流出して漁業被害を生ぜしめる恐れのあるものについては、関係漁協において防除・清掃を実施した。

調査結果をとりまとめ報告書を作成、関係方面へ配布した。

(2) 油濁による漁業被害予備調査

油濁による被害を受けることが予想される漁業について、予めその実態を把握しておき、被害が発生した場合に迅速、かつ、公正な被害額の算定ができるようにすることを目的に本年度は天然ものの海藻類についての調査を行った。

調査は、学識経験者からなる調査委員会により行い、調査種目別に委員の分担を定め、被害額算定上の問題点とその解明を行った。

調査結果をとりまとめ報告書を作成、関係方面へ配布した。

(3) 付着油除去技術開発調査

海岸に油が漂着し、岩礁に付着した場合等の油の除去は頗る困難である。これを機械力応用によって行うことにより、迅速、かつ、十分な効果をあげ資源の再生産ができるようその技術開発につき、検討することを目的とした調査検討を行った。

調査は学識経験者からなる検討委員会により行い、物理的、化学的処理方法の検討、既往の文献資料の収集分析などを行ったが、来年度も引き続き調査検討を進める予定である。

(4) 公報普及活動について

ア. 当基金の業務の動きを記した定期刊行物「油濁基金だより」を3回に亘り作成、また、オイルボールの海岸漂着の実態認識をねらいとしたポスター“海は泣いている”を作成し、いずれも全国の漁協を始め関係機関へ配布し油濁救済制度の普及に努めた。

- イ. 英文による制度のしくみを掲載した“ごあんない”を作成し、わが国での原因者不明油濁被害救済制度の対外宣伝を行った。
- ウ. 油濁被害救済事務の徹底を図るため、漁協等を対象に説明会を行った。
また、水産庁の行う各都道府県対象の公害担当者ブロック会議に出席し、油濁被害対策に係る意見の聴取及び協力方の依頼を行った。

Ⅱ 中央審査会の動き

1. 昭和55年度第1回中央審査会

昭和55年5月17日本年度第1回の中央審査会が開催され、鹿児島県種子島地区等9件の漁場油濁被害額の審査認定が行なわれた。今回上程された案件は防除・清掃を伴う漁業被害4件と防除・清掃のみのもの5件であった。

漁業被害については、長崎県対馬、五島、平戸地区のあおさ、いわのり、ひじき、わかめ、てんぐさ、ふのり、さざえ、あわび、うにに対する被害、東京都八丈島地区のいわのり、はばのりの被害、並びに兵庫県明石地区及び愛知県常滑市地区ののり養殖業の被害で、明石地区の外はいずれも地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では、次のような問題点について審議検討された結果別表（その1）のとおり認定された。

- (1) 東京都八丈島地区については、①採用価格について、②現地の労務費の実態、③いわのり、はばのりの増養殖努力の有無、④53年度生産の減少要因（52年度被害の後遺症の有無）等について質疑応答がなされた後、「今後のこともあり、八丈島のいわのり、はばのりの生産・販売の実態を把握しておく必要があるので、漁連、水試等で関係資料の収集をお願いしたい」旨の指摘がなされた。
- (2) 愛知県常滑市地区については、漁期終了までの被害の場合の総撤去費用を救済対象とすることの可否（汚染物の除去として救済対象とする）。

(3) 長崎県対馬、五島、平戸地区については、冒頭川本地方審査会委員長より「後遺症に対する救済が可能になるよう制度を改善してほしい」との方審としての要望があったのち、①被害率の出し方、②稚貝の死滅に伴う数年後の後遺症に対する救済方法、③共販手数料の差し引き等の問題について検討がなされた。なお、後遺症の問題については今後の参考のため県水試に後遺症の追跡調査をお願いするとの意見が付された。

2. 昭和55年度第2回中央審査会

昭和55年7月9日第2回中央審査会が開催され、鹿児島県種子島地区等10件の漁場油濁被害額の審査認定が行われた。今回上程された案件は漁業被害のみのもの1件と防除・清掃のみのもの9件であった。

漁業被害については東京都八丈島地区のとびうお流刺網の漁具汚染による被害である。

会議では、(1)4月以降の新労務費の適用について（発生日主義）、(2)広島県尾道地区については生簀の中の魚の被害の有無、(3)東京都八丈島地区については①予備網が無かった場合の取扱い、②採業中止による休漁被害の有無等について審議検討された結果、別表（その2）のとおり認定された。

〔その1〕 昭和55年度第1回中央審査会議上程分

県・地区名	発生年月日	指定原因 (申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容	申請額		認定額	備考
						漁業被害	防除・清掃		
鹿児島県種子島地区	55.1.21	不明	種子島西之表市漁協地先	西之表市漁協	防除・清掃	—	3,474,720	—	3,474,720
長崎県対馬、五島、平戸地区	55.2.2	船舶	対馬、五島、平戸地区 西海岸	玉ノ浦漁協、三井楽漁協 板宿 " 奥浦 "	いわのり あおさ、いわのり ひじき、わかめ てんぐき、ふのり さざえ、あわび うにの被害	—	—	—	重複労務費削減 △14,280円
佐賀県東松浦地区	55.2.7~8	不明	波戸漁協、肥前漁協 先	波戸漁協、肥前漁協	防除・清掃	—	32,9920	—	32,9920
東京都八丈島地区	55.2.21~22	"	八丈島漁協、三根漁協 地先	八丈島漁協、三根漁協	いわのり、はばのりの 被害	39,564,921	43,9960	39,483,322	重複労務費削減 △81,600円
沖縄県宮古島地区	55.2.25	"	宮古島北岸及び米間島	平良市漁協	防除・清掃	—	5,973,827	—	5,973,825 ガソリン代の計算ミス △2円
千葉県木更津地区	55.3.3	"	牛込漁協地先	牛込漁協	"	—	8,5420	—	8,5420
兵庫県明石地区	55.3.21	船舶	鹿の瀬漁協	明石漁協	のり養殖業の被害	24,185,73	44,0086	24,15,906	重複労務費削減 △2667円
愛知県常滑市地区	55.3.25	不明	鬼崎漁協地先のり漁場	鬼崎漁協・大野漁協	"	11,652,434	1,973,250	11,377,781	重複労務費削減 △31,4653円
沖縄県池間島地区	55.3.31	"	池間島一円	池間漁協	防除・清掃	—	2,665,890	—	2,665,890
計					漁業被害 防除・清掃 9件(4)	1,084,8051	4,965,6438	1,089,38,781	4,965,6436 ()は漁業被害を伴うもの で内数である。

〔その2〕昭和55年度第2回中央審査会に上程分

県・地区名	免生場所	推定原因(申請)	免生年月日	関係漁協	主な被害内容	申請		認定		備考
						漁業被害	防除・消掃	漁業被害	防除・消掃	
鹿児島県種子島地区	南種子町西海岸	不明	55. 3. 31	南種子町漁協	防除・消掃	—	2,604,790 円	—	2,604,790 円	
"	中種子町海岸一帯	"	55. 4. 9	中種子町漁協	"	—	3,407,908	—	3,407,908	
沖縄県金武湾地区	金武湾石川地区 伊計、宮城島海岸一帯	"	55.4.12~14	与那城村漁協 石川市漁協	"	—	2,303,657	—	2,303,657	
鳥取県東伯地区	北条町・大栄町・羽合 新地先海岸一帯	"	55. 4. 17	中部漁協	"	—	3,798,54	—	3,798,54	
広島県尾道地区	浦崎町百島東方海上	船	55. 4. 21	浦島漁協	"	—	3,621,40	—	3,621,40	
長崎県対馬地区	絆町西部魚協地先海岸	"	55. 4. 21	絆町西部魚協	"	—	6,858,36	—	6,858,36	
東京都八丈島地区	八丈島、三根、赤崎沖 合浦場	不明	55. 4. 21	三根漁協	とびうお流刺網の漁具 被害	2,742,553	—	2,742,553	—	1,325,834
沖縄県与那城地区	沖中通路西側より瞬間 海岸一帯	"	55. 4. 23	与那城村漁協	防除・消掃	—	—	—	—	1,325,834
沖縄県知念地区	久高島海岸一帯	"	55. 5. 11	知念漁協	"	—	2,652,400	—	2,652,400	
東京都式根島地区	大瀬崎、石白川海岸	"	55. 5. 28	式根漁協	"	—	309,500	—	309,500	
計					漁業被害 防除・消掃	1件 9件	2,742,553 1,403,191	2,742,553 1,403,191	2,742,553 1,403,191	
54年度累計					漁業被害 防除・消掃	12件 79件(11)	225,624,552 1,685,65,920	222,69,981	1,685,39,598	
55年度累計					漁業被害 防除・消掃	1件 9件	2,742,553 1,427,129	2,742,553 1,427,129	2,742,553 1,427,129	

Ⅲ 地 方 審 査 会 の 動 き

地方審査会は前号でお知らせした通り、年度末に発生し、審議が継続中であった案件について4月になって、長崎県、東京都、愛知県で次のとおりそれぞれ開催され、その審議結果が昭和55年度第1回中央審査会に報告された。

長崎県地方審査会

開 催 月 日	審 査 内 容
第1回 昭和55年 3月27日	昭和55年2月2日～8日にかけ五島列島、平戸、対馬の西海岸にタンカーのクリーニング
第2回 昭和55年 4月17日	水と思われる大量の廃油が漂着し、県漁連では関係機関に通報するとともに、関係漁協、県、市町村とともに現場調査を行った結果、サザエ、アワビ、ウニ、イワノリ、ヒジキ等磯根漁業に被害を与えた。また大規模な清掃作業が行なわれた。
第3回 昭和55年 4月30日	

東京都地方審査会

開 催 月 日	審 査 内 容
第1回 昭和55年 3月24日	昭和55年2月19日八丈島、三根、八丈漁協地先海岸一帯に油が漂着、採取時期にあったいわのり、はばのりが被害を受けた。
第2回 昭和55年 4月14日	漁協では関係機関に通報し、合同で漁場調査の結果、全滅被害と判断された。
第3回 昭和55年 4月30日	被害区分：いわのり、はばのりの摘採中止による生産減、防除・清掃

愛知県地方審査会

開 催 月 日	審 査 内 容
第1回 昭和55年 4月15日	<p>昭和55年3月25日、常滑市鬼崎、大野漁協地先のり漁場に油が流入、摘採中ののりに被害を与えた。</p> <p>漁協では関係機関に通報し、合同で漁場調査した結果、のり柵1,082柵が被油し、うち595柵の網を撤去、のこり439柵も原藻摘採廃棄と判断された。</p> <p>被害区分：製品の廃棄、原藻の廃棄及び網撤去による生産減、漁具被害、防除清掃</p>

地方審査会委員の一部変更

地方審査会委員のうち、次の方々が4月の所属部所の人事移動等により変更になったのでお知らせします。

設 置 県	新		旧	
	氏名	所属役職名	氏名	所属役職名
青 森	坂口 博	東北電力(株)青森支店長	重巣孝良	同 左
千 葉	伊藤康夫	水産試験場長	高柳 健	"
静 岡	紀内祥伯	県農業水産部水産課長	山本 徹	"
	金井昇三	東亜燃料工業(株) 清水工場取締役工場長	勝谷時雄	"
愛 知	増田 親	県農業水産部水産振興室長	岡田 勤	"
	河田一雄	水産試験場長	中村良二	"
和歌山	宮本善雄	水産試験場長	三好剛太	"
兵 庫	田寺伸彦	水産試験場長	竹末敏男	"
岡 山	手 続 中		亀井真砂	県漁業共済組合理事
愛 媛	堀本次男	県農林水産部水産課長	山城正一	同 左
大 分			古田 豊	県林業水産部次長

IV 理事・評議員の一部変更

昭和53年5月22日開催の本年度第1回の理事会及び評議員会において、理事及び評議員の一部が次のとおり変更された。

理事

(新)

秋山博一

(旧)

関利雄

事由：関利雄理事の死去に伴う変更

評議員

(新)

大友育造

(旧)

齐藤博

事由：宮城県水産林業部長の人事移動による変更

V 労務費及び漁船用船費の改訂

防除・清掃事業に要する経費のなかの労務費と漁船用船費については、毎年農林統計等公的資料を基にして改訂を行っていますが、今年も次のように改められ、本年4月1日以降の発生の事故から適用されることになりました。

防除・清掃事業に要する経費中の作業費のうち、労務費及び漁船用船費の支給額を昭和55年4月1日から次のように改める。

ただし、著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要する作業と認められる労務費については、1時間当たり100円をこれに付加することがある。

1. 労務費（1時間当たり）

単位：円

	新	旧
男	700	680
女	525	510

2. 漁船用船費（1日当たり）

単位：円

	新	旧
1t以上船	20,000	17,000
1t未満船	10,500	10,000

VI 昭和54年度県別油濁被害額一覧表

(単位:円)

区分 県名	件数	漁業被害	件数	防除・清掃	漁業被害・防除・清掃併発			合 計		
					件数	漁業被害	防除・清掃	件数	漁業被害	防除・清掃
北海道					1	8,270,874	1,443,934	1	8,270,874	1,443,934
青森県			1	1,899,645				1		1,899,645
岩手県										
宮城县										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
千葉県	1	2,552,623	9	10,798,308	1	46,347,109	7,801,709	6	46,347,109	11,192,479
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
和歌県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
香川県										
徳島県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
大分県										
熊本県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										
合 計	1	2,552,623	68	118,585,546	11	220,147,188	49,954,052	80	222,699,811	168,539,598

VII 昭和54年度漁場油濁被害状況一覧表

No.	県 地区名	発生年月日	発生場所	被 壊 状 況
1	沖縄県 与那城村地区	5 4. 4. 6	伊計島東海岸 一帯	オイルボールが海岸一帯に漂着し、網干し等に 支障をきたす恐れがあり清掃した。
2	東京都 八丈島地区	5 4. 4. 23	小岩戸沖合漁 場	タール状の廃油がトビ刺網に付着し、漁具に被 害を与えた。
3	和歌山県 那智勝浦地区	5 4. 4. 24	那智勝浦町宇 久井そとのと	タール状の廃油が海に漂着、採貝藻漁業に被 害の恐れがあり清掃した。
4	鹿児島県 美大島地区	5 4. 4. 25	笠利町地先 海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、根付け漁業に 被害の恐れがあり清掃した。
5	沖縄県 多良間島地区	5 4. 4. 27	多良間島周辺 一帯	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁船の揚げ降 し等に支障をきたす恐れがあり清掃した。
6	青森県 下北半島地区	5 4. 4. 29	下北半島風間 浦海岸	B重油状の油が海岸に漂着、フノリ等の根付漁 業に被害を与えた。
7	鹿児島県 美大島地区	5 4. 5. 8	住用村地先 海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、根付け漁業に 被害の恐れがあり清掃した。
8	鹿児島県 曾瓦島地区	5 4. 5. 12	下曾瓦島海岸	C重油状の油帶が海岸に漂着、定置網等に被害 を与えた。
9	東京都 式根島地区	5 4. 5. 15	式根島漁協 地先海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、天草等に被害 の恐れがあり清掃した。
10	鹿児島県 美大島地区	5 4. 5. 16	大和村漁協 地先海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐 れがあり清掃した。
11	兵庫県 神戸市地区	5 4. 5. 20	須磨沖	C重油状の油が漂流、一部海岸に漂着、漁業被 害の恐れがあり清掃した。

関係漁協	漁業被害		防除清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
与那城村漁協			893,960	893,960	893,960	893,960
八丈島漁協	2,790,800	2,552,623			2,790,800	2,552,623
宇久井漁協			297,010	297,010	297,010	297,010
笠利町漁協			1,558,810	1,558,690	1,558,810	1,558,690
平良市漁協			809,900	809,900	809,900	809,900
蛇浦漁協 易国間漁協	8,270,874	8,270,874	1,443,934	1,443,934	9,714,808	9,714,808
住用村漁協			204,980	204,980	204,980	204,980
西海漁協 手打漁協	2,095,949	1,775,296	1,098,735	1,098,735	3,194,684	2,874,031
式根島漁協			603,040	603,040	603,040	603,040
大和村漁協			2,309,660	2,309,660	2,309,660	2,309,660
神戸市漁協			367,380	367,380	367,380	367,380

油濁基金だより

No.	県地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
(12)	鹿児島県 徳之島地区	5 4. 6. 4	伊仙町地先 海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐 れがあり清掃した。
13	東京都 新島地区	5 4. 6. 18	若郷漁協 地先前浜地区	"
14	広島県 尾道市地区	5 4. 6. 22	浦島漁協地先	油が漂流、アサリ漁業に被害の恐れがあり防除、 清掃した。
15	東京都 大島地区	5 4. 6. 22	差木地漁協地 先トウシキノ鼻	オイルボールが海岸に漂着、介藻漁業に被害の 恐れがあり清掃した。
16	沖縄県 勝連村地区	5 4. 6. 28	津堅島 セナハ浜	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降しに 支障があり清掃した。
17	鹿児島県 根占地区	5 4. 7. 5	根占漁協地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐 れがあり清掃した。
18	岩手県 釜石市地区	5 4. 7. 7	唐丹湾海岸 一帯	B重油状の油が海上を漂流一部海岸に漂着、漁 業被害の恐れがあり清掃した。
19	沖縄県 伊江島地区	5 4. 7. 11	伊江島	オイルボールが海岸に漂着、モスク等に被害の 恐れがあり清掃した。
20	三重県 志摩地区	5 4. 7. 20 22	国崎、志島漁 漁地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐 れがあり清掃した。
21	沖縄県 勝連村地区	5 4. 7. 27	平屋敷地先 海岸	"
22	千葉県 保田地区	5 4. 7. 27	保田漁港沖合 海上	海上に重油らしき油が漂流、漁業被害の恐れが あり防除した。
(23)	鹿児島県 徳之島地区	5 4. 7. 29	徳之島漁協 地先海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐 れがあり清掃した。

油濁基金だより

関係漁協	漁業被害		防除清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
伊仙町漁協			1,093,620	1,093,620	1,093,620	1,093,620
若郷漁協			589,780	589,780	589,780	589,780
松永漁協 尾道漁協 浦島漁協			1,344,920	1,344,920	1,344,920	1,344,920
差木地漁協			793,440	793,440	793,440	793,440
勝連漁協			65,458	65,458	65,458	65,458
根占漁協			86,525	86,525	86,525	86,525
唐丹町漁協			1,899,645	1,899,645	1,899,645	1,899,645
伊江漁協			1,134,800	1,134,800	1,134,800	1,134,800
国崎漁協 志島漁協			650,442	650,442	650,442	650,442
勝連漁協			1,716,000	1,716,000	1,716,000	1,716,000
保田漁協			261,500	261,500	261,500	261,500
徳之島漁協			3,070,590	3,070,590	3,070,590	3,070,590

油濁基金だより

No.	県地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
24	長崎県 松浦市地区	5 4. 8. 6	新星鹿漁協 みくりや船溜	A重油らしき油が船溜りに流入、漁業被害の恐れがあり清掃した。
25	鹿児島県 種子島地区	5 4. 8. 25 5 4. 9. 8	種子島全島	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐れがあり清掃した。
26	鹿児島県 徳之島地区	5 4. 8. 27	徳之島伊仙町 地先	"
27	鹿児島県 徳之島地区	5 4. 9. 3	徳之島天城町 海岸一帯	"
28	千葉県 富津地区	5 4. 9. 8	大佐和、下洲 漁協地先	"
29	和歌山県 串本地区	5 4. 9. 11	串本漁協地先	"
30	沖縄県 与那城村地区	5 4. 9. 16	勝連半島東側	"
31	千葉県 木更津地区	5 4. 10. 8	江川漁協地先	廃油状の油が海岸に漂着、のり種付に被害の恐れがあり清掃した。
32	高知県 足摺地区	5 4. 10. 17	窪津、以布利 漁協地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐れがあり清掃した。
33	和歌山県 須江地区	5 4. 10. 19	須江漁協地先	"
34	沖縄県 宮古島地区	5 4. 10. 20	池間島一円	"
35	東京都 式根島地区	5 4. 10. 23	式根島漁協 地先	"

関係漁協	漁業被害		防除清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
新星鹿漁協			384,160	384,160	384,160	384,160
西之表市漁協 中種子町漁協 南種子町漁協			1,071,1476	1,071,0476	1,071,1476	1,071,0476
伊仙町漁協			1,432,030	1,432,030	1,432,030	1,432,030
天城町漁協			2,690,120	2,689,420	2,690,120	2,689,420
大佐和漁協 富津市 下洲漁協			2,668,540	2,668,540	2,668,540	2,668,540
串本漁協			392,700	392,700	392,700	392,700
与那城村漁協			53,840	53,840	53,840	53,840
江川漁協			276,870	276,870	276,870	276,870
窪津漁協 以布利漁協			2,081,200	2,081,200	2,081,200	2,081,200
須江漁協			167,210	167,210	167,210	167,210
池間漁協			2,529,630	2,529,630	2,529,630	2,529,630
式根島漁協			539,980	539,980	539,980	539,980

油濁基金だより

No.	県地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
36	大分県 大分市地区	5 4.1 0.2 3	三坂漁港	漁港内に油が流入、漁業被害の恐れがあり清掃した。
37	静岡県 焼津地区	5 4.1 0.3 1	小川漁港	漁港内に廃油状の油が浮流漁業被害の恐れがあり清掃した。
38	沖縄県 宮古島地区	5 4.1 1. 5	平良市漁協 地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐れがあり清掃した。
39	沖縄県 本部地区	5 4.1 1.1 0	本部漁協地先	"
40	沖縄県 伊是名地区	5 4.1 1.1 7	伊是名村、伊 徳之島漁協 地先	"
41	鹿児島県 徳之島地区	5 4.1 1.1 7	徳之島漁協 地先	"
42	千葉県 館山地区	5 4.1 1.1 9	館山船形漁港	液状の油が港内に浮流、ハマチに被害の恐れがあり清掃した。
43	沖縄県 糸満地区	5 4.1 1.2 2	糸満漁協地先	オイルボールが海岸一帯に漂着し、漁業被害の恐れがあり清掃した。
44	鹿児島県 与論島地区	5 4.1 1.2 2	与論町漁協 地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐れがあり清掃した。
45	東京都 三宅島地区	5 4.1 1. 2 6 2 8	三宅島一円	"
46	鹿児島県 沖 永良部島地区	5 4.1 1.2 6	沖永良部漁協 地先	"
47	沖縄県 国頭村地区	5 4.1 1.3 0	国頭村地先	"

関係漁協	漁業被害		防除清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
三佐漁協			282,000	282,000	282,000	282,000
小川漁協			200,100	200,100	200,100	200,100
平良市漁協			5,595,800	5,595,800	5,595,800	5,595,800
本部漁協			3,037,720	3,037,720	3,037,720	3,037,720
伊是名漁協			3,103,660	3,103,660	3,103,660	3,103,660
徳之島漁協			4,062,846	4,062,846	4,062,846	4,062,846
館山船形漁協			101,940	98,440	101,940	98,440
糸満漁協			1,168,150	1,168,150	1,168,150	1,168,150
与論島漁協			3,590,080	3,590,080	3,590,080	3,590,080
三宅島漁協			3,104,170	3,104,170	3,104,170	3,104,170
沖永良部漁協			785,880	785,880	785,880	785,880
国頭漁協			3,400,030	3,400,030	3,400,030	3,400,030

油濁基金だより

No	県地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
48	沖縄県 宮古島地区	5 4. 1 2. 1	池間島一円	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐れがあり清掃した。
49	沖縄県 知念村地区	5 4. 1 2. 7	知念村地先	"
50	鹿児島県 種子島地区	5 4. 1 2. 7	西之表市漁協 地先	"
51	千葉県 船橋市地区	5 4. 1 2. 8	船橋市地先 のり漁場	のり漁場に油が流入、被害を与えた。
(52)	鹿児島県 徳之島地区	5 4. 1 2. 1 0	伊仙町漁協 地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐れがあり清掃した。
53	東京都 新島地区	5 4. 1 2. 1 0	若郷、新島 漁協地先	"
54	鹿児島県 種子島地区	5 4. 1 2. 1 1	中種町漁協 地先	"
55	東京都 神津島地区	5 4. 1 2. 1 1	神津島漁協 地先	"
56	東京都 式根島地区	5 4. 1 2. 1 2	式根島漁協 地先	"
57	沖縄県 国頭村地区	5 5. 1 2. 1 9	国頭村地先	"
58	鹿児島県 種子島地区	5 4. 1 2. 1 9	南種子町漁協 地先	"
59	東京都 八丈島地区	5 4. 1 2. 2 0	八丈・三根 漁協地先	"

関係漁協	漁業被害		防除清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
池間漁協			2,460,690	2,460,690	2,460,690	2,460,690
知念村漁協			2,474,000	2,474,000	2,474,000	2,474,000
西之表市漁協			7,023,200	7,023,200	7,023,200	7,023,200
船橋市漁協	47,380,335	46,347,109	7,801,709	7,801,709	55,182,044	54,148,818
伊仙町漁協			859,820	859,820	859,820	859,820
若郷漁協			1,155,740	1,155,740	1,155,740	1,155,740
新島漁協			4,431,596	4,431,596	4,431,596	4,431,596
中種子町漁協			254,508	254,508	254,508	254,508
神津島漁協			406,615	406,615	406,615	406,615
国頭漁協			688,450	688,450	688,450	688,450
南種子島漁協			1,293,360	1,293,360	1,293,360	1,293,360
三根漁協			3,351,035	3,351,035	3,351,035	3,351,035
八丈島漁協						

油濁基金だより

No	県 地区名	発生年月日	発生場所	被 壊 状 況
60	沖縄県 渡名喜村地区	5 4. 1 2. 2 3	渡名喜村漁協 地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐 れがあり清掃した。
61	鹿児島県 屋久町地区	5 4. 1 2. 2 3	上屋久町、屋 久町漁協地先	"
62	大分県 宇佐 豊後高田地区	5 4. 1 2. 2 4	和間・豊後高 田漁協地先の り漁場	のり漁場に油が流入被害を与えた。
63	岡山県 白石島地区	5 4. 1 2. 2 6	白石島漁協地 先のり漁場	"
64	鹿児島県 喜界島地区	5 5. 1. 4	喜界島 海岸 一帯	オイルボールがサンゴ礁一面に漂着、漁業被害 の恐れがあり清掃した。
65	香川県 観音寺市地区	5 5. 1. 5	観音寺漁港内	漁港内に自動車のエンジン用廃油らしき油が浮 遊しているのを発見のり漁場に被害を与える恐 れがあり清掃した。
66	鹿児島県 種子島地区	5 5. 1. 2 1	種子島西之表 市漁協地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁業被害の恐 れがあり清掃した。
67	鹿児島県 美大島地区	5 5. 1. 2 4	大島郡 大和村湯湾釜	オイルボールがヒトエ草養殖場に流入被害を与 えた。
68	長崎県 対馬、五島、 平戸地区	5 5. 2. 2	対島、五島、 平戸	原油が漂着、岩のり等に被害を与えた。
69	広島県 広島市地区	5 5. 2. 3	広島市 大河漁協地先	のり養殖場にB重油、潤滑油が流入、被害を与 えた。
70	佐賀県 東松浦郡地区	5 5. 2. 7-8	波戸漁協、肥 前漁協地先	廃油状のオイルボールが漂着、漁業被害が発生 する恐れがあり清掃した。
71	山口県 下関市地区	5 5. 2. 8	下関市 - 豊北町	"

油濁基金だより

関係漁協	漁業被害		防除清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
渡名喜村漁協			1,850,400	1,850,400	1,850,400	1,850,400
上屋久町漁協			4,015,470	4,015,470	4,015,470	4,015,470
屋久町漁協						
和間漁協	22,374,530	22,045,410	374,803	374,803	22,749,333	22,420,213
豊後高田漁協						
白石島漁協	31,655,345	31,242,460	1,740,790	1,740,790	33,396,135	32,983,250
喜界島漁協			314,660	314,660	314,660	314,660
観音寺市漁協			95,258	95,285	95,285	95,285
西之表市漁協			3,474,720	3,474,720	3,474,720	3,474,720
大和村漁協	874,597	874,597	216,700	216,700	1,091,297	1,091,297
厳原漁協	55,844,573	55,701,773	34,275,365	34,275,365	90,119,938	89,977,138
他18漁協						
大河漁協	701,621	652,661	148,720	148,720	850,341	801,381
波戸漁協			329,920	329,920	329,920	329,920
肥前漁協						
南風泊漁協			443,660	443,660	443,660	443,660

油濁基金だより

No	県 地区名	発生年月日	発 生 場 所	被 害 状 況
72	福岡県 宗像地区	5 5. 2.11	北九州市 宗像地先	廃油状のオイルが海岸に漂着、漁業被害の恐れ があり清掃した。
73	東京都 八丈島地区	5 5. 2.21 5 5. 2.22	八丈漁協地先 三根漁協地先	液状の廃油が岩のり、ハバのり等に付着、被害 を与えた。
74	沖縄県 宮古島地区	5 5. 2.25	宮古島北岸及 及来間島	オイルボールが海岸一帯に漂着し漁船の揚げ降 し等に支障をきたす恐れがあり清掃した。
75	広島県 横島地区	5 5. 2.29	百島附近海上	百島附近海上に流出油が漂流、のり漁場流入の 恐れがあり清掃した。
76	千葉県 木更津地区	5 5. 3. 3	牛込漁協地先	液状油がのり漁場に流入する可能性があり清掃 した。
77	兵庫県 明石地区	5 5. 3.21	鹿の瀬漁場	のり漁場に油が流入し被害を与えた。
78	愛知県 常滑地区	5 5. 3.25	鬼崎漁協地先 のり漁場	廃油がのり漁場に流入、被害を与えた。
79	沖縄県 池間島地区	5 5. 3.31	池間島一円	海岸にオイルボールが漂着、漁業被害の恐れが あり清掃した。
80	鹿児島県 種子島地区	5 5. 3.31	南種子町西海 岸	"
合計				

油濁基金だより

関係漁協	漁業被害		防除清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
深江漁協			115,740	115,740	115,740	115,740
八丈島漁協	39,564,921	39,483,321	439,960	439,960	40,004,881	39,923,281
平良市漁協			5,973,827	5,973,825	5,973,827	5,973,825
横島漁協			91,480	70,480	91,480	70,480
牛込漁協			85,420	85,420	85,420	85,420
明石浦漁協	2,418,573	2,415,906	440,086	440,086	285,8659	285,5992
大野漁協 鬼崎漁協	11,652,434	11,337,781	1,973,250	1,973,250	13,625,684	13,311,031
池間漁協			2,665,890	2,665,890	2,665,890	2,665,890
南種子町漁協			2,064,790	2,604,790	2,604,790	2,604,790
	225,624,552	222,699,811	168,565,920	168,539,598	394,190,472	391,239,409

VIII 昭和54年度漁場油濁被害発生図

(注) ◎印は漁業被害及び防除・清掃。

☆印は漁業被害のみ。

無印は防除・清掃のみ。

